

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年4月から同年12月まで
③ 昭和48年4月及び同年5月

申立期間①、②及び③当時、A社に勤務していたが、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、20歳になった時、社長が国民年金の加入手続を行い、給料から国民年金保険料を天引きして納付してくれていたと思うので、それぞれの期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「A社で勤務し、20歳になった時、社長に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料を給料から天引きしてもらっていた。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、当該期間当時、申立人と一緒にA社で勤務していた同僚、同社の事業主及びその妻は、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、当該同僚は、「国民年金の加入手続をA社の社長に行ってもらい、保険料を自分で納付した記憶が無いので、給料から天引きして納付してくれていたと思う。」旨証言していることから、当該期間において、同社が給料から保険料を天引きしていたとする申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①直前の昭和45年4月から同年9月までの期間及び申立期間②直後の48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録が、平成20年4月8日付け及び同年12月4日付けで、それぞれの裏付資料（国民年金印紙検認記録及び領収証書）が見付かったことにより、追加されてお

り、保険料の納付に関与していなかった申立人の保険料が納付されていたことが確認できることから、当該記録が追加された直前直後の期間である申立期間①及び②についても、A社の事業主により、保険料が給料から天引きされていたとしても不自然さは見受けられない。

一方、申立期間③について、申立人は、A社を昭和48年5月頃に退職し、B市に戻り、商売を始めたと述べているところ、申立人が同社を退職した時期を特定することができず、同社が所在した区からB市に転居した時期を確認することができない上、同社の事業主も既に死亡していることから、当該期間の申立人に係る国民年金保険料が給料から天引きされていたことに関する証言を得ることができず、保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年4月から6年9月までの期間は26万円、同年10月から7年9月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年10月1日まで
② 平成7年10月1日から8年8月1日まで

ねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額がそれぞれ11万円、11万8,000円と低くなっているが、当該期間において給与が下がった覚えは無く、当該期間前後の標準報酬月額である26万円から30万円に見合う保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、平成5年4月から6年9月までの期間は26万円、同年10月から7年3月までの期間は28万円と記録されていたところ、同年3月10日付けで、5年10月及び6年10月の定時決定が取り消され、5年4月に遡って11万円に減額訂正処理されていることが確認できる上、二人の従業員も申立人と同様に標準報酬月額が遡って訂正されている。

また、A社の事業主は、「時期は定かではないが、会社が赤字経営になり、社会保険料を納付することができなくなったので、私が社会保険事務所へ相談に数回出向き、同事務所の担当者に保険料の納付方法を指導してもらった。」旨証言している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、少なくとも平成7年12月25日より前から同社の取締役就任し、同社が解散（平成9年9月10日）するまで、同社の取締役であったことが確認できることから、同社の事業主は、「申立人は、主に入札関係の仕事を担当しており、社会保険事務には関与しておらず、申立期間に係る標準報酬月額引下げについては承知していなかった。」、また、複数の従業員は、「申立人は、工事現場の責任者、管理監督者であった。」旨証言しており、申立人は、前述の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月10日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実上即したものと認められ、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年4月から6年9月までの期間及び同年10月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、それぞれ事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円及び28万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間②については、申立人の標準報酬月額は、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において、11万8,000円と記録されているところ、当該処理については前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない上、A社の社会保険事務担当者は、「時期は覚えていないが、役員の給料から控除する保険料額が下がった覚えがある。」旨証言している。

また、申立人は、「申立期間②に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と述べている上、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月21日から同年8月5日まで

A社からの出向の辞令に従い、グループ会社を異動していたので厚生年金保険の記録が欠落することは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、同社における申立人に係る給与明細書(写)並びにB社における申立人に係る給料控除総括表(写)及び復職発令稟議書(写)から判断すると、申立人がA社に継続して勤務(昭和55年7月21日にB社からA社に復職)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年7月及び同年8月に係る給料控除総括表(写)において推認できる申立人に係る保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から同年12月1日まで

昭和45年5月にA社D支店に入社し、59年1月から同社B支店に転勤となり、60年12月に同社D支店に戻ってきた後、平成10年12月31日まで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間において、厚生年金保険被保険者期間に空白がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店から提出された社員名簿、雇用保険の加入記録並びにE国民健康保険組合F事務所及び同組合G事務所の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和60年12月1日にA社B支店から同社D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B支店における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和60年10月1日の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社D支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社B支店が申立人の資格喪失日を昭和60年11月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たこと

が確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案903

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を昭和64年1月から平成元年4月までは36万円、同年5月から2年5月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成3年8月21日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成2年6月から3年7月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月1日から平成2年6月30日まで
② 平成2年6月30日から3年8月21日まで

A事業所に勤務した期間の一部について、実際の給与より標準報酬月額が低く記録されているので、申立期間①について、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A事業所が事業を廃止する（平成3年8月21日）まで継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、当初、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和64年1月から平成元年4月までは36万円、同年5月から2年5月までは26万円と記録されていたところ、当該期間の標準報酬月額が、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年6月30日）の後の3年8月21日付けで、遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「A事業所では営業の仕事に従事していた。社長が急

に出勤しなくなったため、病気になった同僚が健康保険証を使えるようにするために社会保険事務所に相談に行ったが、厚生年金保険の記録の訂正について詳細な内容まで承知しておらず、説明を受けた覚えはない。」と述べている上、複数の従業員は、「申立人は営業の仕事をしており、経営には関与していない。」と証言していることから、申立人は、A事業所において、厚生年金保険被保険者資格が遡及して訂正された事実を承知しておらず、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から昭和64年1月から平成元年4月までは36万円、同年5月から2年5月までは26万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年6月30日）の後の平成3年8月21日付けで、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を遡及して2年6月30日に喪失したとする訂正処理が行われたことが確認できる上、申立人以外の7人の被保険者についても3年8月21日付けで、遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、A事業所において、平成3年8月20日まで雇用保険に加入していることが確認できることから、同社に継続して勤務していたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成21年12月28日付けでA事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年6月30日）が3年8月21日に変更され、同社は、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所において、遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年8月21日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、事業主が届け出た平成元年10月1日及び2年10月1日の定時決定の記録により、26万円とすることが妥当である。

愛媛厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から15年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間は、給与手取額が27万円から28万円ぐらい、厚生年金保険料の控除額が3万2,000円ぐらいであったと思うが、ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額は、実際の給与額よりも大幅に低い額であることが分かった。

申立期間の一部の期間（平成7年9月から9年4月まで）について、給与の振込額が記録されている普通預金通帳（写）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、「給与手取額は27万から28万円ぐらい、厚生年金保険料の控除額が3万2,000円ぐらいだったと思う。給与の振込額が記載されている普通預金通帳（写）を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。」旨主張している。

しかしながら、A社は、平成18年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は無く、事業主からは申立内容を特定する証言は得られない上、同社において給与等を取り仕切っていたとする事業主の父親は既に死亡しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人から提出のあった普通預金通帳（写）によると、唯一、A社からの入金であることが確認できる平成7年9月6日付け15万6,370円については、申立人が主張する給与手取額（27万円から28万円ぐらい）と大きく相違しており、これ以外に、同社からの入金を確認できる記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成7年8月24日から同年10月31日までの期間について、健康保険法に定める傷病手当金（標準報酬月額17万円に基づく支給日額3,402円）を受給していることが、B協会C支部の回答により確認できるところ、前述の普通預金通帳（写）においても、申立人が当該傷病手当金を受給したことを示す入金記録が確認できることから、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額が17万円であったことを承知していた可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は、A社の取締役であることが、同社における閉鎖商業登記簿謄本により確認できるところ、申立期間当時、申立人と同じく厚生年金保険の被保険者資格を有する同社の役員8人全員（申立人を除く。）の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額より低いことが同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立人の標準報酬月額のみが、他の役員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらず、申立人に係る当該被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない上、事業主の母親は、「実際の給与額が適切に届出されていたかどうか不明だが、届出された標準報酬月額に相当する保険料額を控除していたと思う。」旨回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。